

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第37号

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則

香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前			
(学生定員等) 第8条 略			(学生定員等) 第8条 保健医療学部の学科の学生定員は、次の表のとおりとする。			
学科	入学定員	総定員	学科	入学定員	<u>3年次編入学 定員</u>	総定員
看護学科	70人	<u>280人</u>	看護学科	70人	<u>10人</u>	<u>300人</u>
臨床検査学科	20人	80人	臨床検査学科	20人		80人
2・3 略			2・3 略			

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。